

普通会計行政コスト計算書の概要

1 作成の目的

本県の行政活動のうち、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスのコストを明らかにするため、平成 13 年 3 月に総務省から示された作成基準(「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」)に基づき、普通会計を対象とした「行政コスト計算書」を作成しました。

2 作成の基本的な基準(総務省報告書による基準)

(1) 対象会計

普通会計(一般会計と収益的・企業的なものを除いた特別会計)

・公債管理特別会計	・証紙特別会計
・母子寡婦福祉資金特別会計	・中小企業近代化資金特別会計
・農業改良資金特別会計	・県有林野特別会計
・林業改善資金特別会計	・沿岸漁業改善資金特別会計
・県営住宅管理事業特別会計	・印刷事業特別会計

(2) 基準日

平成 20 年 3 月 31 日

(3) 基礎数値

主に普通会計決算統計データを用いました。

3 行政コストの分類

民生費、土木費、教育費などの行政目的別ごとに、その性質別経費を示しました。

<性質別経費>

人にかかるコスト	人件費、退職給与引当金繰入等
物にかかるコスト	物件費、維持補修費、減価償却費
移転支出的なコスト	扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体等への補助金等)
その他のコスト	災害復旧費、公債費(利子分のみ)、債務負担行為繰入、不納欠損額

4 行政コストの結果

平成 19 年度の行政コスト総額は、1 兆 6,164 億余円であり、そのうち最も多いのが人にかかるコストで 7,205 億余円と全体の 44.6%を占め、次いで移転支出的なコストが 5,411 億余円で 33.5%、物にかかるコストが 2,858 億余円で 17.7%となっています。